

表 紙 含 : (2 1 枚)
仕様書番号 : MAN-1 5 号
作成年月日 : 令和 5 年 5 月 3 1 日
作成部隊名 : 立川駐屯地業務隊管理科

5 3 号建物浴室他改修工事
仕 様 書

件 名	5 3 号 建 物 浴 室 他 改 修 工 事	図面番号	1 / 2 1
図面名称	表	縮 尺	

仕 様 書

- 1 件 名 : 53号建物浴室他改修工事
- 2 場 所 : 東京都立川市緑町5番地 陸上自衛隊立川駐屯地
- 3 概 要
 - (1) 53号建物改修：浴室
 - ア 内装改修 一式
 - イ 給水・給湯設備改修 一式
 - ウ 照明器具 4基撤去・新設
 - エ 窓目隠しルーバー 1組新設
 - (2) 53号建物改修：脱衣室
 - ア 内装改修 一式、脱衣棚・靴棚・入口扉 再塗装
 - イ スイッチ・コンセント類 5か所更新
 - ウ 照明器具 1基撤去・新設
 - エ 洗面化粧台 1組撤去・新設
 - (3) 43号建物洗面所
 - ア アルミスクリーン 1組撤去・新設
 - イ 窓目隠しルーバー 1組新設

共 通 仕 様 書

- 1 一般事項
 - (1) 本仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）」（最新版）（以下「共仕」）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）」（最新版）（以下「共改仕」）を準拠並びにメーカー仕様及び官側の指示による。
 - (2) 適 用
 - ア 本仕様書は、陸上自衛隊立川駐屯地において実施する、建築物等の工事及び修理に適用する。
 - イ 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、請負者の責任において履行すべきものとする。
 - (3) 用語の定義
 - ア 現場代理人とは、本仕様書に規定する請負者側の工事及び修理責任者をいう。また、工事及び修理を総合的に把握し、工事及び修理を円滑に実施するために官側との連絡調整を行う者をいう。

件 名	53号建物浴室他改修工事	図面番号	2 / 21
図面名称	共 通 仕 様 書	縮 尺	

イ 工事及び修理検査とは、本仕様書に規定するすべての工事及び修理の完了の確認、または毎月の支払いの請求に関わる工事及び修理の終了の確認をするために官側が指定した検査官が行う検査をいう。

(4) 官公署その他への届出手続き等

ア 工事及び修理の着手、施工、完成に当たり関係官公署その他の関係機関への必要な手続き等を遅滞なく行う。

イ アに規定する届出手続き等を行うに当たっては、届け出内容について、あらかじめ監督官に報告する。

ウ 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材、労務等を提供する。

(5) 書類の書式等

書面を提出する様式（提出部数を含む）は、公共建築工事標準書式によるほか、監督官の指示による。ただし、別に定めがある場合を除く。

(6) 仕様書等の取扱い

本仕様書は、工事及び修理のために使用する以外の目的で第三者に使用させない。また、その内容を漏えいしない。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(7) 疑義に対する協議等

本仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で本仕様書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、官側と協議し、その指示に従い実施する。

(8) 関係法令等の遵守

工事及び修理の実施に当たり、駐屯地の規定を遵守するとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、工事及び修理の円滑な進行を図る。

(9) 施工条件

工事及び修理を行う時間は、原則として平日 08 時 15 分～17 時 00 分までとする。なお、工事及び修理日時を変更する場合は、事前に監督官の承諾をうける。

(10) 受注者の負担の範囲

ア 工事及び修理の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、請負者の負担とする。官側の電気、ガス、水道等を使用する際は、申請書を提出のうえ、計量器の設置等官側の指示に従うものとする。ただし、設備の試運転に関する必要最小限の電気、ガス、水道等の使用を除く。

イ 工事及び修理に必要な工具、計測機器等の器材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

件 名	5 3 号 建 物 浴 室 他 改 修 工 事	図面番号	3 / 2 1
図面名称	共 通 仕 様 書	縮 尺	

(11) 工事及び修理担当者

- ア 請負者は、現場代理人を定め、官側に届け出る。また、現場代理人を変更する場合も同様とする。
- イ 現場代理人は工事及び修理担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、現場代理人は、工事及び修理担当者を兼ねることができる。
- ウ 工事及び修理担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技を有するものとする。
- エ 法令等により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が作業等を行う。
- オ 官側は、工事及び修理担当者の工事及び修理不履行、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができる。その場合、受注者は、工事及び修理に支障をきたさないように必要な措置を行わなければならない。

(12) 報告書の書式等

報告書の書式は、別に定めがある場合を除き、事前に監督官の承諾を得る。

(13) 安全管理

- ア 工事及び修理の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故防止に努める。
- イ 請負者側の不注意により建物等を損傷させた場合は、請負者の責任において原状に復旧することとする。

(14) 保全の措置

許可を受けていない場所への立入は、厳禁とする。ただし、工事及び修理に際して立入りの必要が生じた場合は、官側と調整し所定の手続きをすることとする。

(15) 関連業務との調整

本工事及び修理とは、契約外で関連及び調整を生じる工事及び修理が発生した場合については、官側と協議しその指示に従う。

(16) 材 料

- ア 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（以下グリーン購入法という。）により環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。
- イ 使用する材料の選定に当たっては揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。
- ウ 工事及び修理に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。

(17) 材料の品質等

工事及び修理に使用する材料は本仕様書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。

件 名	5 3 号 建 物 浴 室 他 改 修 工 事	図面番号	4 / 2 1
図面名称	共 通 仕 様 書	縮 尺	

(18) 材料の検査等

現場に搬入した材料は、種別ごとに監督官の検査を受ける。また、現場に搬入した材料のうち、変質等により工事及び修理に使用することが適当でないと監督官の指示を受けたものは、直ちに工事及び修理現場外に搬出する。

(19) 材料の保管

搬入した材料は、工事及び修理に使用するまで、変質等させないように保管する。

2 発生材の処理等

- (1) 発生材の抑制、裁量、再資源化及び再生資源の積極的活用に努める。なお、本仕様書に定められた以外に発生材の再利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督官と協議し、その指示に従うものとする。

- (2) 発生材の処理は、次による。

ア 発生材のうち、官側に引渡しを要するものは、金属類とし、監督官の指示を受けた場所に整理のうえ、発生材調書を作成して監督官に提出する。

イ ア以外のものは、すべて構外に搬出し「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他関係法令等によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理する。なお、産業廃棄物に関しては、マニフェストの写し（A、B 2、D、E 票）を契約工期内に提出するものとする。

3 提出書類

- (1) 現場代理人等通知書
(2) 工程表
(3) 日誌
(4) 打ち合せ簿
(5) 施工体制台帳及び施工体系図（必要な場合）
(6) 発生材調書（必要な場合）
(7) その他官側の指定するもの
(8) 官側より受けた仕様書等はすべて受注者等に残してはならない。関連した情報が漏えいした場合は、受注者がすべて責任を負うこととする。
(9) 写真撮影

工事及び修理の実施に伴い、作業前・作業後及び作業中の隠ぺいとなる箇所、材料搬入、主要な作業段階の実施状況、その他官側の指示した箇所を撮影し、写真帳（A 4 S 版）に整理し、検査前に監督官に提出する。

件名	5 3 号 建 物 浴 室 他 改 修 工 事	図面番号	5 / 2 1
図面名称	共 通 仕 様 書	縮 尺	

特 記 仕 様 書

1 建築工事

- (1) 工事範囲までの建物内廊下は図示範囲において、シート、合板等の適切な方法により養生を実施し、作業終了後は整理清掃後片付けを実施する。
- (2) 2 m以上の高さで作業する場合は、脚立足場等を設置し安全に作業を実施する。
- (3) 浴室に使用するシーリング材は、SR-1（防かびタイプの1成分形シリコン系）又は同等品以上のもの使用する。
- (4) 浴室の既存床タイル及び既存壁タイルは、全面張替えとする。下地調整を実施後、1類（磁器質相当）のタイルを使用し改良積み上げ張りにて張り付ける。
- (5) 浴室の天井は、下地調整RB種のうえ、吹付けタイルにより再塗装する。
- (6) 浴室の入口アルミ製扉は、戸のみ撤去し、カバー工法により新設する。この際、製品発注前に承認図等を提出し、官側の承諾を受ける。
- (7) 脱衣室の床クッションフロアを張り替える。張り替える際の接着剤には、ウレタン樹脂系又はエポキシ樹脂系を使用する。
- (8) 脱衣室の脱衣棚及び靴棚は、下地調整RB種のうえ、EP-G塗装により再塗装する。
- (9) 脱衣室の壁及び天井は、下地調整RB種のうえ、EP塗装により再塗装する。
- (10) 脱衣室の扉は、下地調整RB種のうえ、SOP塗装により再塗装する。
- (11) 脱衣室の幅木は、張り替える。新規幅木は、製品発注前に色見本等を提出し、官側の承諾を受ける。

2 電気工事

- (1) 新設する照明器具は、取付面との間に隙間を生じさせないように強固に固定するものとする。
- (2) 電源遮断及び投入については、官側電気主任技術者の指示に従うものとする。
- (3) 新規給湯器への電源投入前に絶縁抵抗測定を実施するものとする。
- (4) 図示するコンセント及びスイッチを撤去、新設する。電源ケーブルは、既存再利用する。

件 名	5 3 号 建 物 浴 室 他 改 修 工 事	図面番号	6 / 2 1
図面名称	特 記 仕 様 書	縮 尺	

3 機械設備工事

- (1) 給水管の既設管と新設管との接続にはユニオン継ぎ手又は同等以上のものを使用する。
- (2) 新設する配管は、直線 1 m 以下毎又は直線上 1 m 以下の場合は中央 1 ヶ所を支持金具等により固定する。
- (3) 新設する給水管及び給湯管は、表 2 のとおり保温を実施する。

表 2

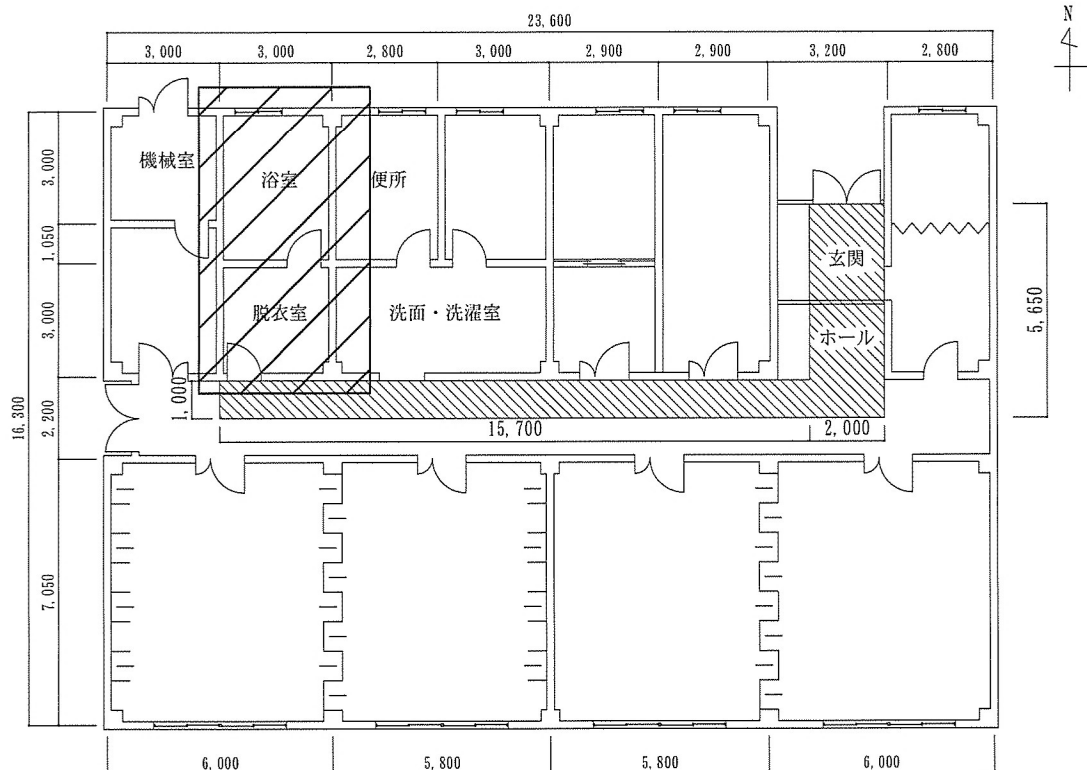
場 所	管種	保温種別	備考
屋 内	給水管	b ・ (口) ・ IV	
	給湯管		
屋 外	給水管	e 2 ・ (ハ) ・ IV	
	給湯管	e 2 ・ (口) ・ IV	

- (4) 躯体貫通部は、モルタル詰め等の防火処理する。
- (5) 新設換気扇及び給気グルリは、取付面との間に隙間を生じさせないように強固に固定するものとし、電源は既設を使用するものとする。
- (6) 新設する洗面化粧台は、取付面との間に隙間を生じさせないように強固に固定するものとする。
- (7) 浴室内の露出している既設通気管は、素地ごしらえを実施し、さび止め塗料（一般用さび止めペイント：2 種）のうえ合成樹脂調合ペイント（1 種）により再塗装する。
- (8) 新規給湯器用ガス配管は、本工事とは別途に設置されるプロパンガスメーターへ接続する。

4 その他

- (1) 現場代理人は、建築又は管工事施工管理技士の資格保有者とし作業前に免許証等を官側に提示するものとする。
- (2) 現場工事開始時期については、施設使用が終了する 1 0 月頃からとする。
- (3) 安全要領については労働基準法等関係法令の規定を順守するものとする。

件 名	5 3 号 建 物 浴 室 他 改 修 工 事	図面番号	7 / 2 1
図面名称	特 記 仕 様 書	縮 尺	



凡 例

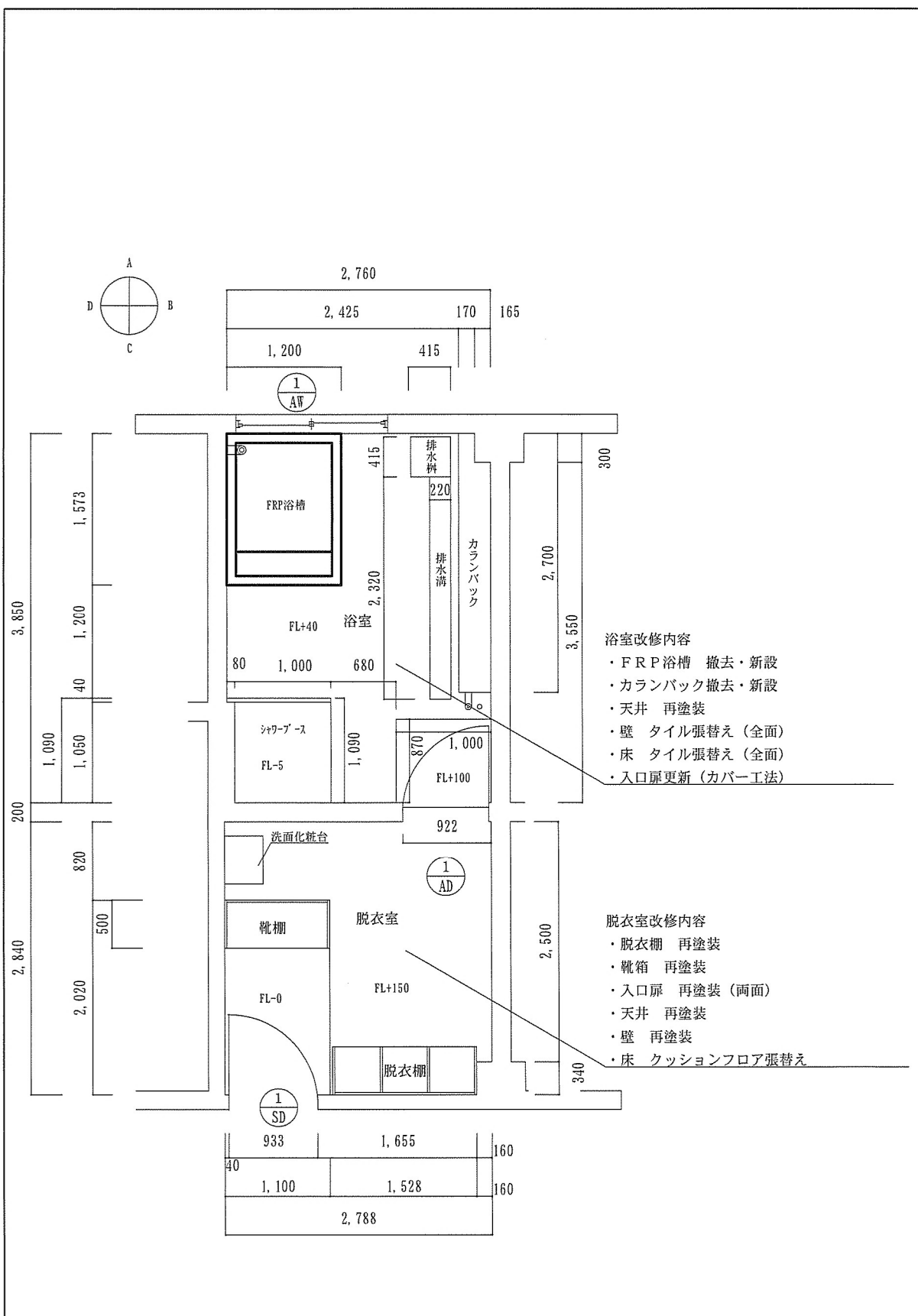
 : 施工場所
 : 養生等範囲

53号建物 平面図 S=1:400

室名	項目	既存仕上表	改修仕上表
浴室 天井高 H=2,265mm	床	ユニットタイル張り 25角	張替え ユニットタイル張り 25角
	巾木		
	壁	ユニットタイル張り 100角	張替え ユニットタイル張り 100角
	天井	フレキシブルボード張り t=9.0mm (目透し貼) パーライト吹付け t=4.0mm	既存 下地調整(RB種)後、吹付けタイル
脱衣室 天井高 H=2,550mm ~2,650mm	備考	シャワーブース カランバック(コンクリート、テラゾー厚30mm)	既存のまま カランバック撤去・新設(コンクリートブロック、テラゾー厚30mm)
	床	クッションフロア張り t=1.8mm	張替え クッションフロア張り t=2.0mm
		ビニル床シート張り t=2.5mm	既存のまま
	巾木	ビニル幅木張り t=2.5mm H=100mm	張替え ビニル幅木張り t=2.5mm H=100mm
	壁	モルタル塗りコテ仕上げ VE	既存 下地調整(RB種)後、EP塗装
	天井	フレキシブルボード張り t=9.0mm (目透し貼) VE	既存 下地調整(RB種)後、EP塗装
	備考	脱衣棚、靴箱	既存 下地調整(RB種)後、EP-G塗装
		洗面化粧台	撤去・新設
		カーテンレール	既存のまま

53号建物 仕上表 S=1:X

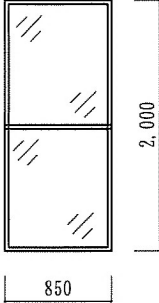
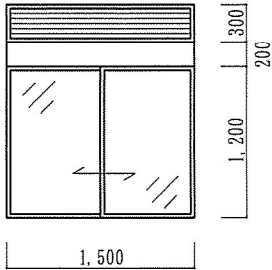
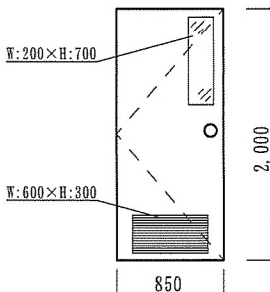
件名	53号建物浴室他改修工事	図面番号	9/21
図面名称	53号建物 平面図・仕上表	縮尺	図示



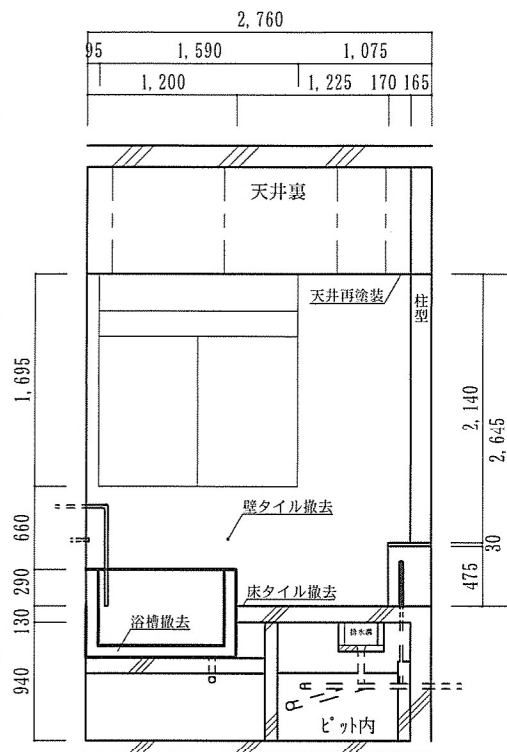
浴室・脱衣室平面図 S=1:60

件名	53号建物浴室他改修工事	図面番号	10/21
図面名称	浴室・脱衣室平面図	縮尺	図示

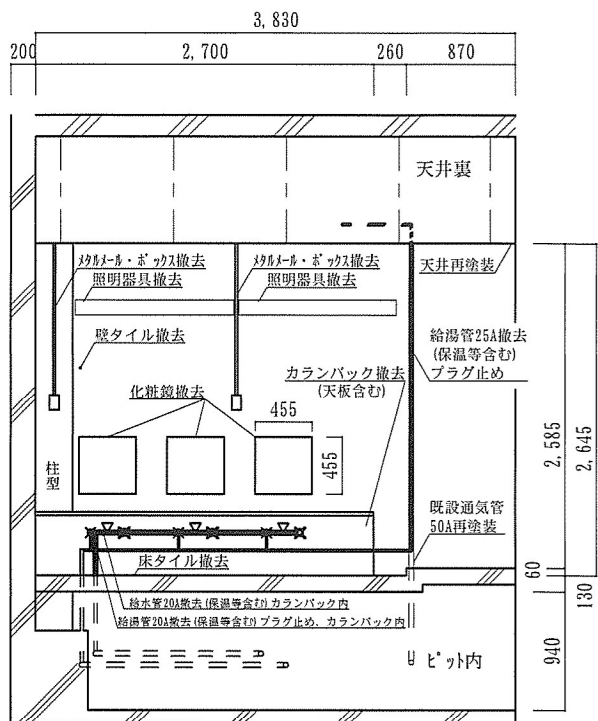
建具図 1

名 称	1 AD 浴室出入口 アルミ製片開扉 撤去・新設			名 称	1 AW 浴室窓 アルミ製引き違い窓 改修		
姿 図				姿 図			
見 込	7 0	数 量	1 ヶ所	見 込	7 0	数 量	1 ヶ所
塗装等	ガラス 型板：厚4mm			塗装等	ガラス 型板：厚4mm		
金物等	・ シリンダー錠 1ヶ ・ ドアクローザー 1ヶ ・ ステンレス丁番 3ヶ			金物等	・ 既存ガバリ		
				改修内容	・ 窓外側：目隠しルーバー新設 $H=1,200+200+300+100=1,800\text{mm}$ 参考品番：LIXIL MRKH-16511-K又は同等品以上		
名 称	1 SD 鋼製 片開戸 改修						
姿 図							
見 込	2 2 0	数 量	1 ヶ所				
塗装等	ガラス 型板：厚4mm、・ 表面塗装：OP						
金物等	・ シリンダー錠 1ヶ、ドアクローザー 1ヶ ・ ステンレス丁番 3ヶ						
改修内容	・ 扉表面再塗装：OP塗り（両面）						

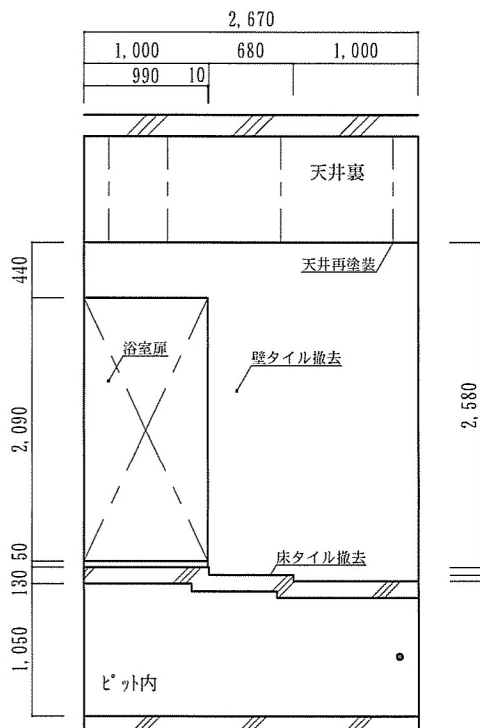
件 名	5 3 号 建 物 浴 室 他 改 修 工 事	図面番号	1 1 / 2 1
図面名称	5 3 号 建 物 建 具 図 1	縮 尺	図 示



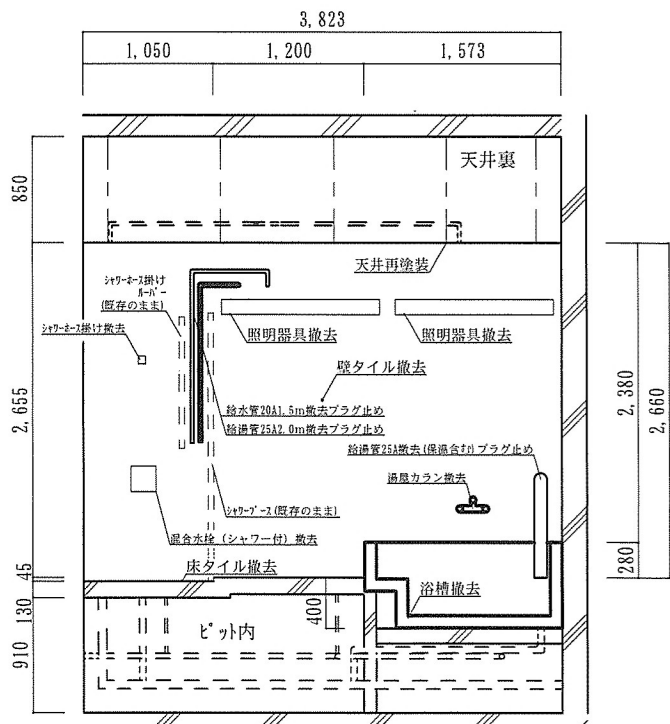
浴室改修前 展開図A S=1:60



浴室改修前 展開図B S=1:60

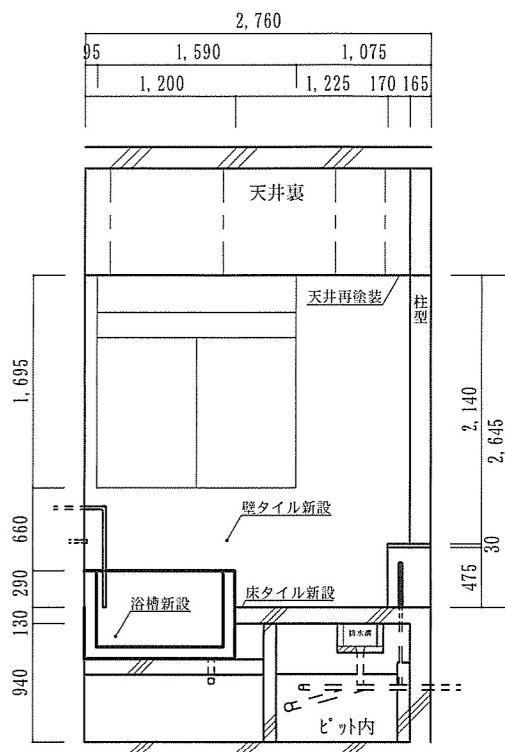


浴室改修前 展開図C S=1:60

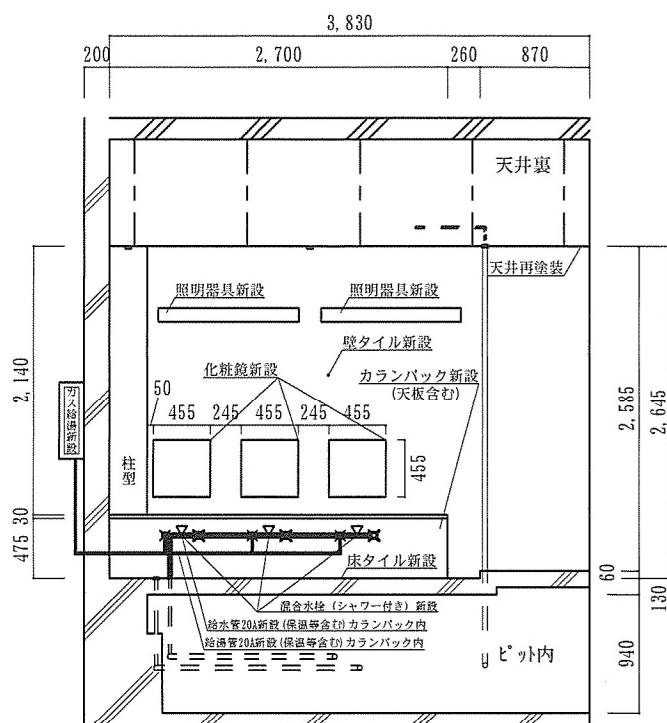


浴室改修前 展開図D S=1:60

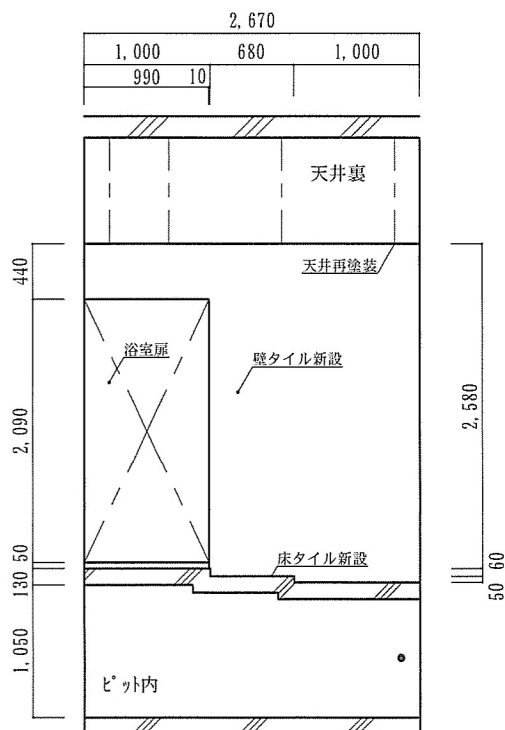
件名	53号建物浴室他改修工事	図面番号	13/21
図面名称	浴室改修前 展開図	縮尺	図示



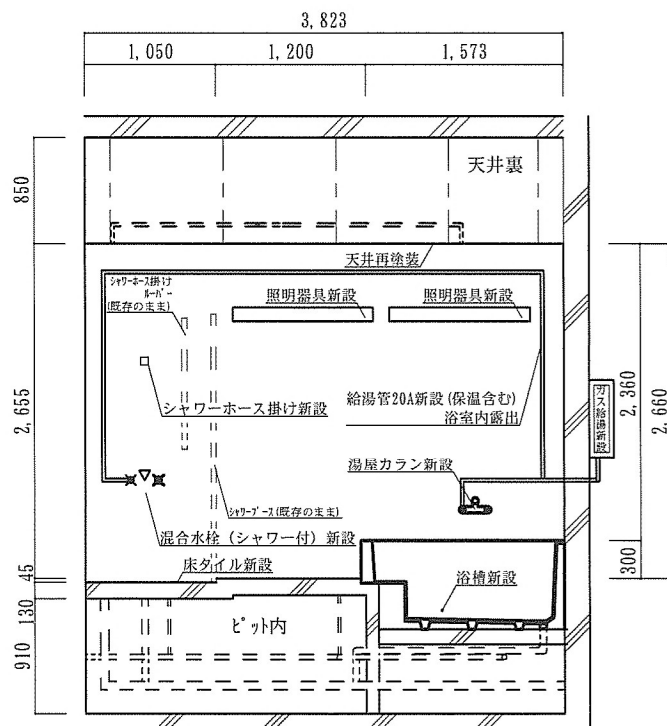
浴室改修前 展開図A S=1:60



浴室改修後 展開図B S=1:60

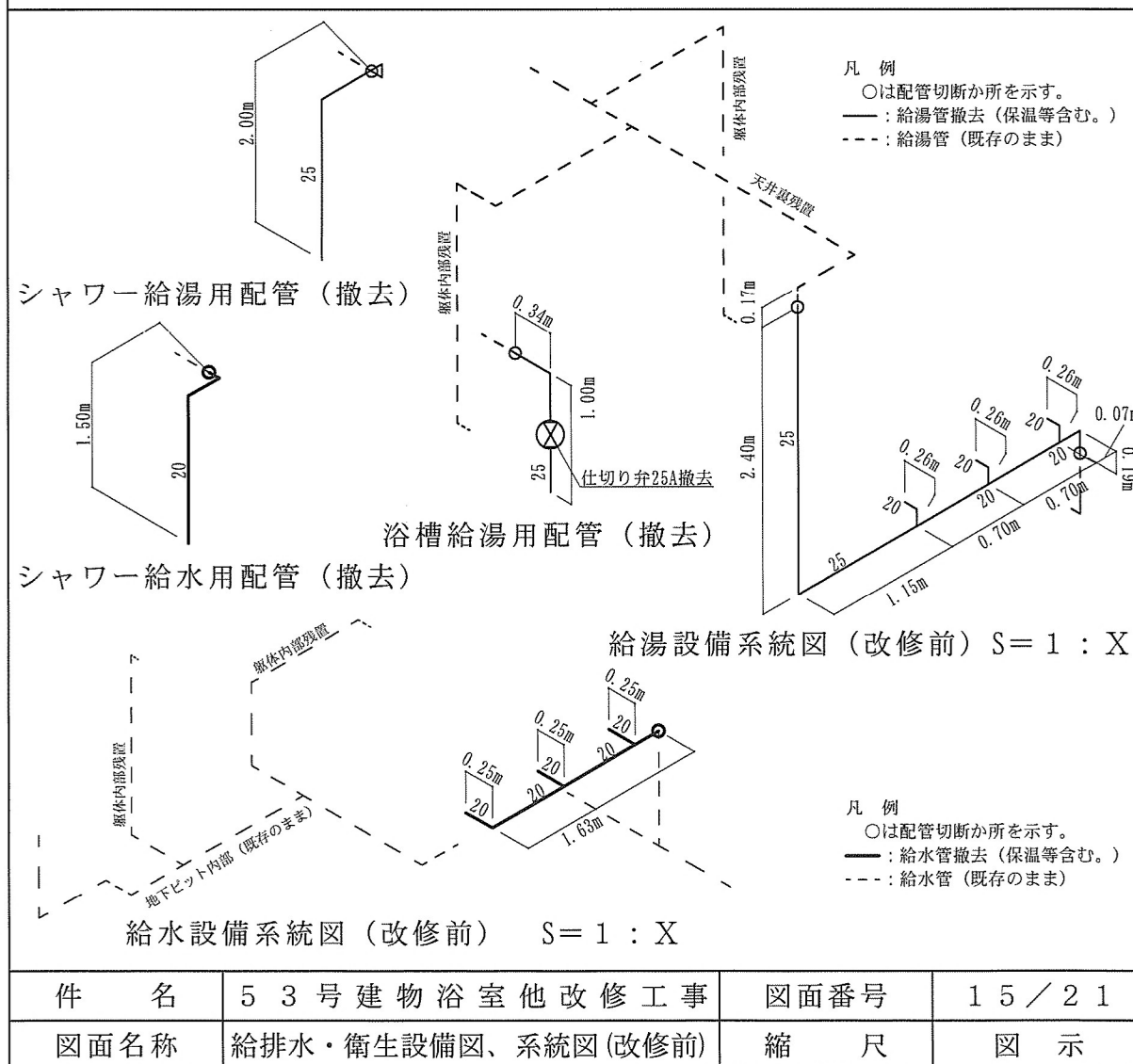
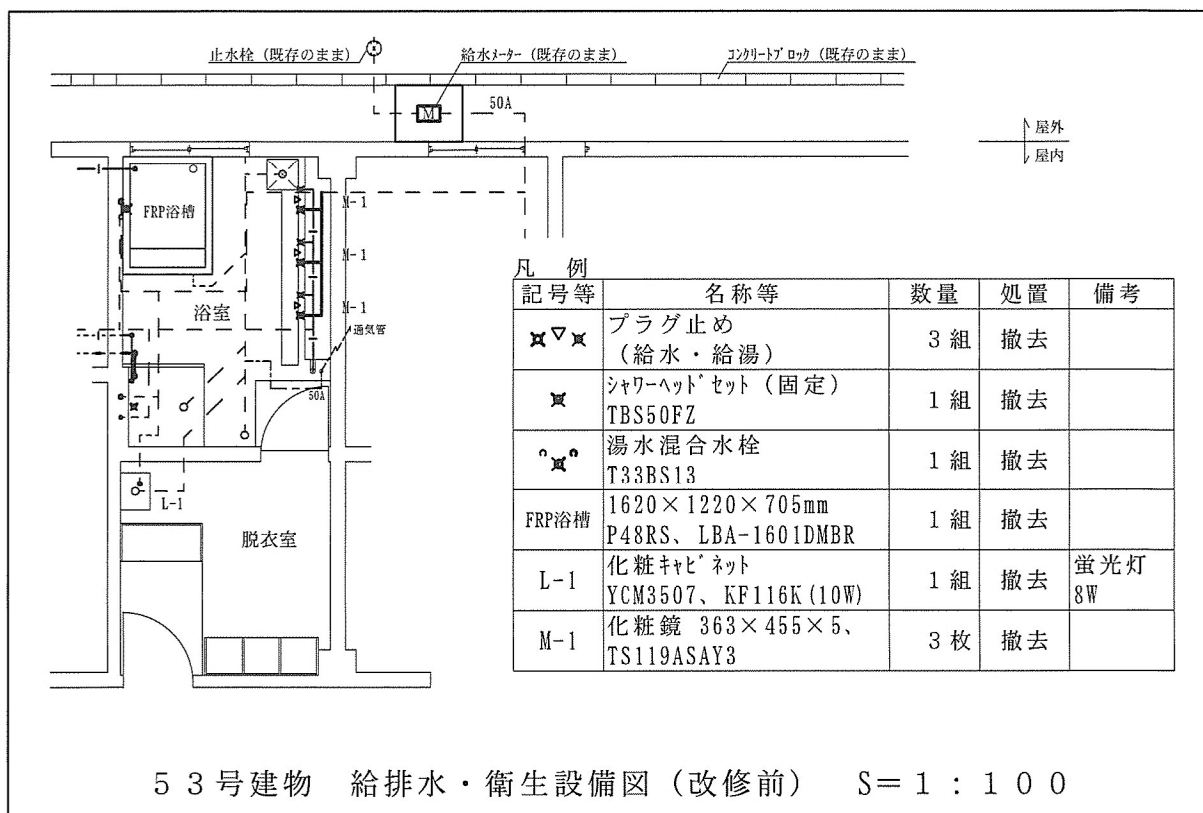


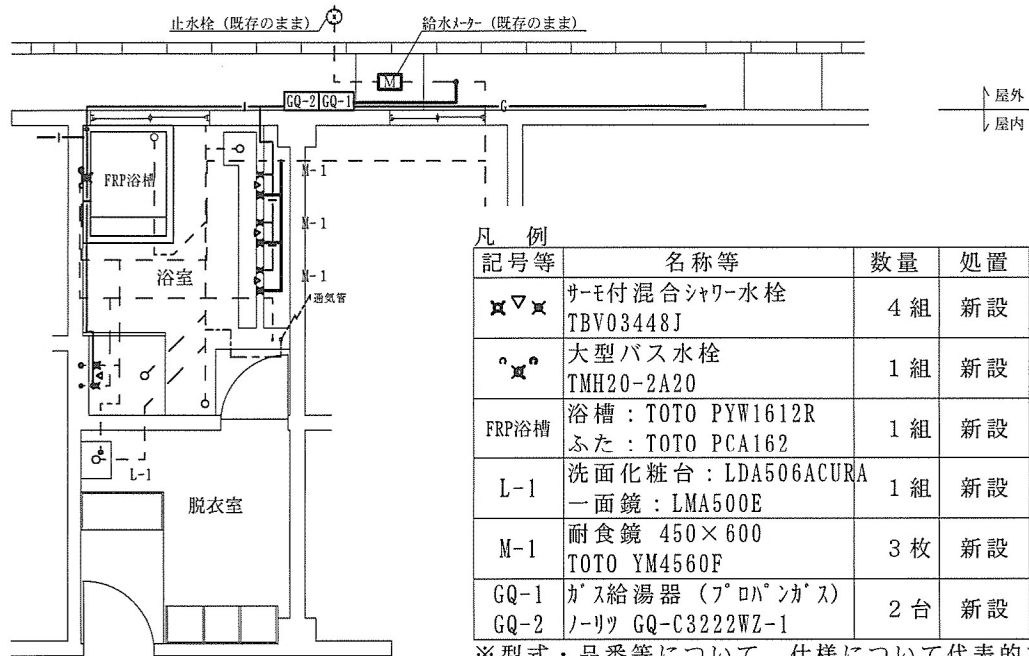
浴室改修後 展開図C S=1:60



浴室改修後 展開図D S=1:60

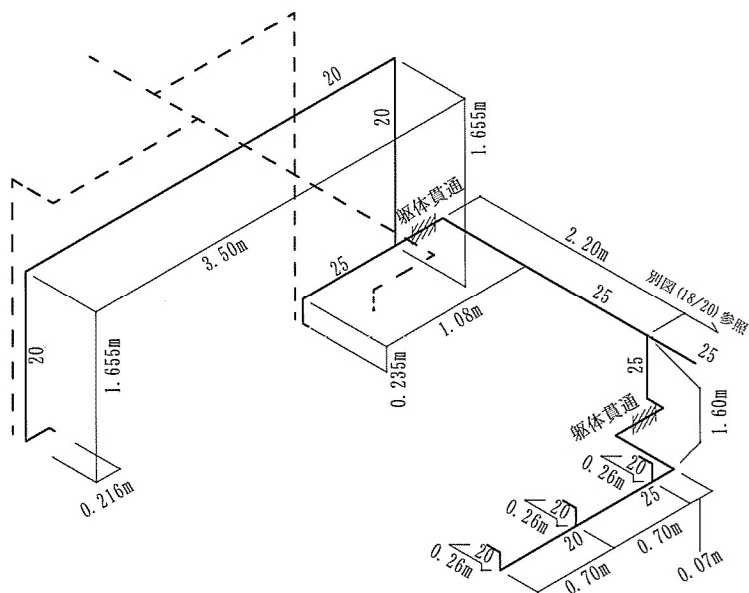
件名	53号建物浴室他改修工事	図面番号	14/21
図面名称	浴室改修後 展開図	縮尺	図示



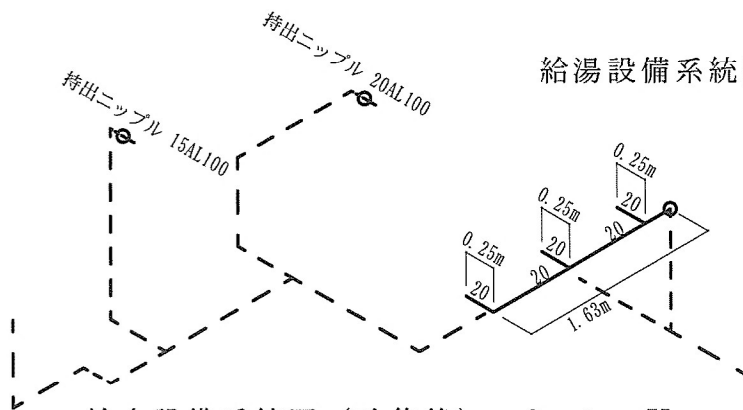


53号建物 給排水・衛生設備図 (改修後) S=1:100

凡例
○は配管接続か所を示す。
—：給湯管新設 (保温等含む)。
---：給湯管 (既存のまま)



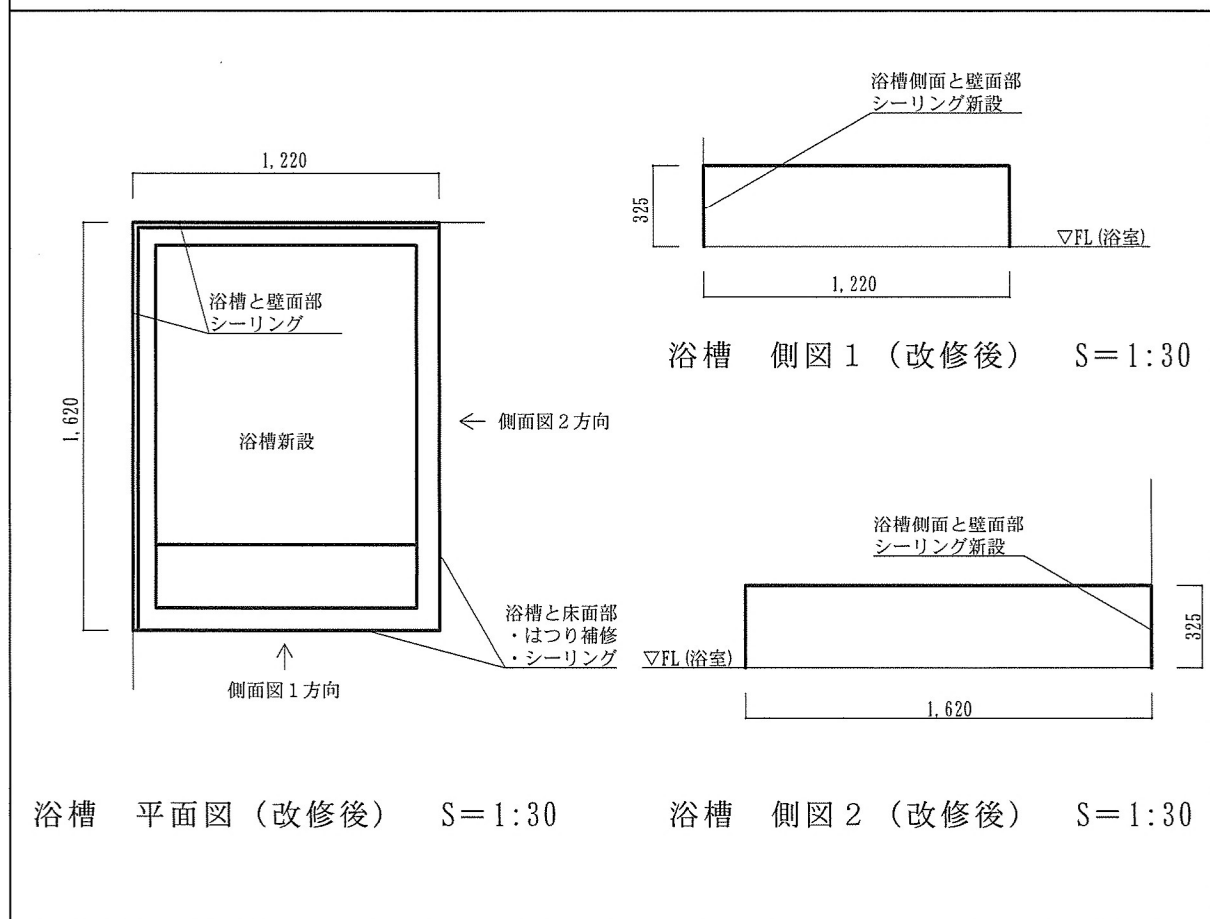
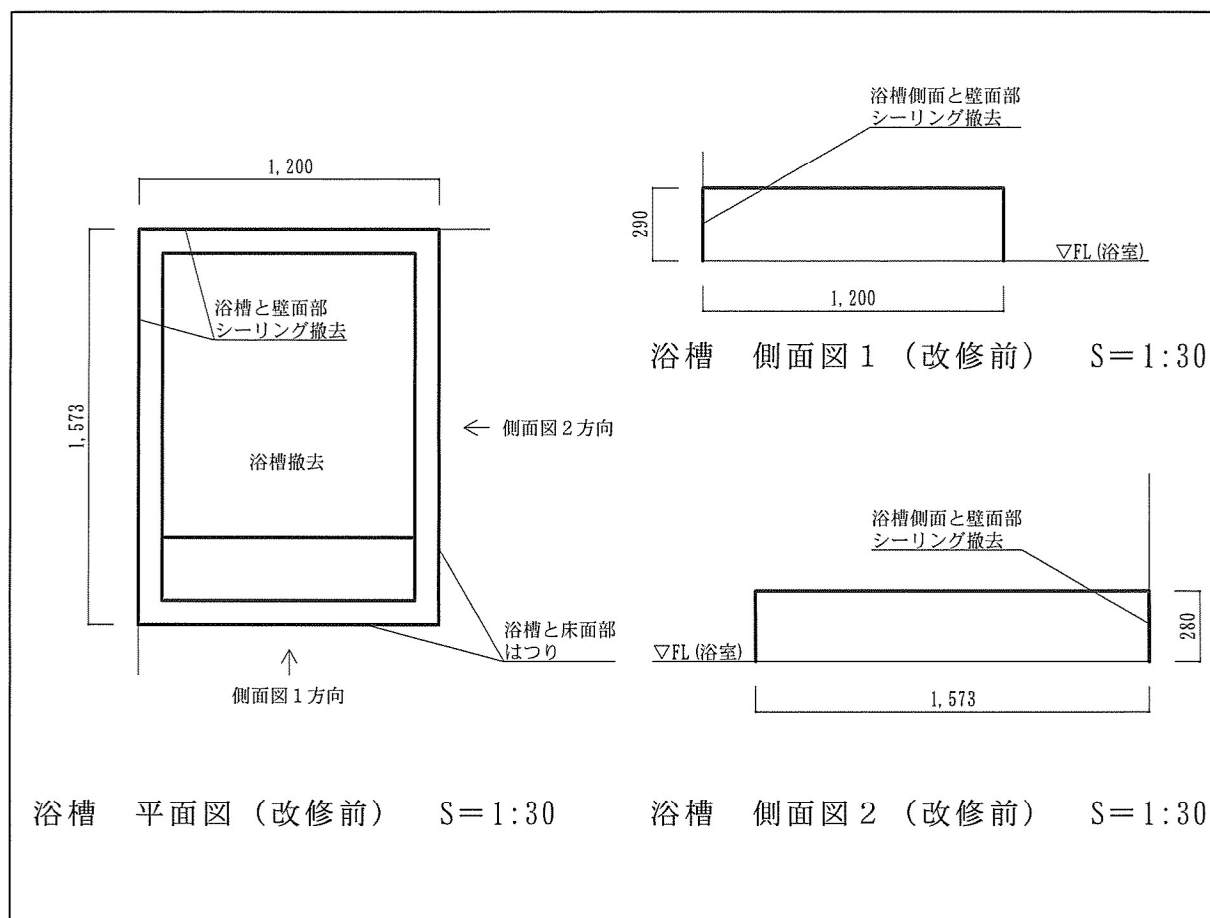
給湯設備系統図 (改修後) S=1:X



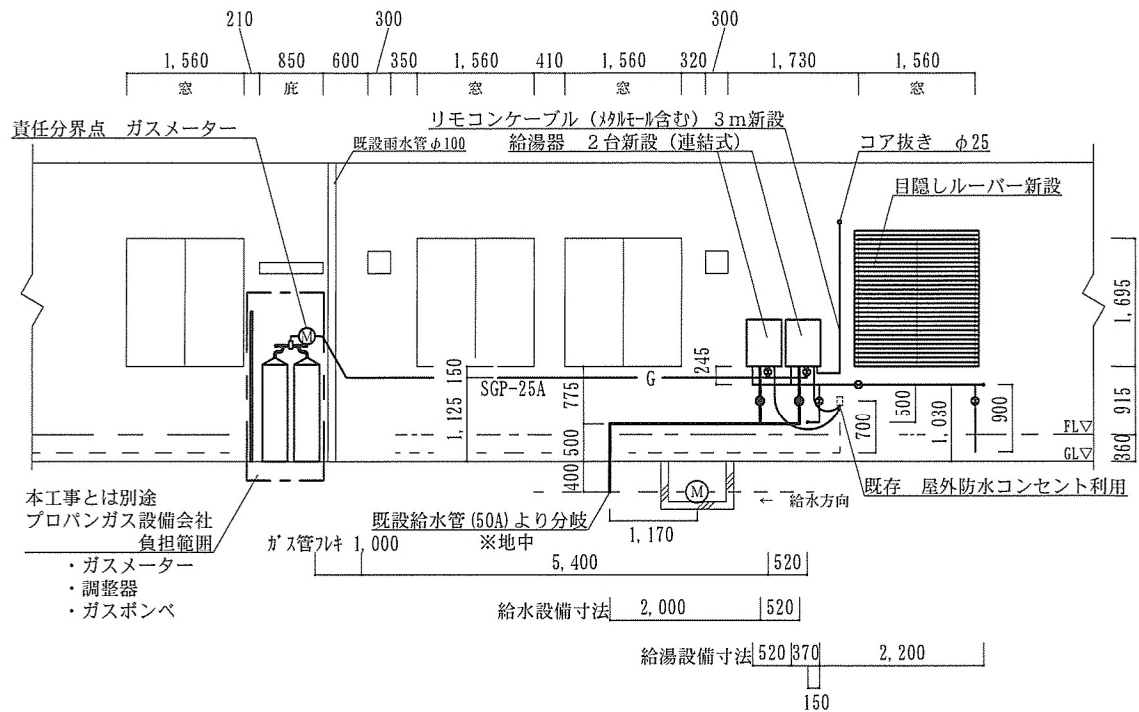
給水設備系統図 (改修後) S=1:X

凡例
○は配管接続か所を示す。
—：給水管新設 (保温等含む)。
---：給水管 (既存のまま)

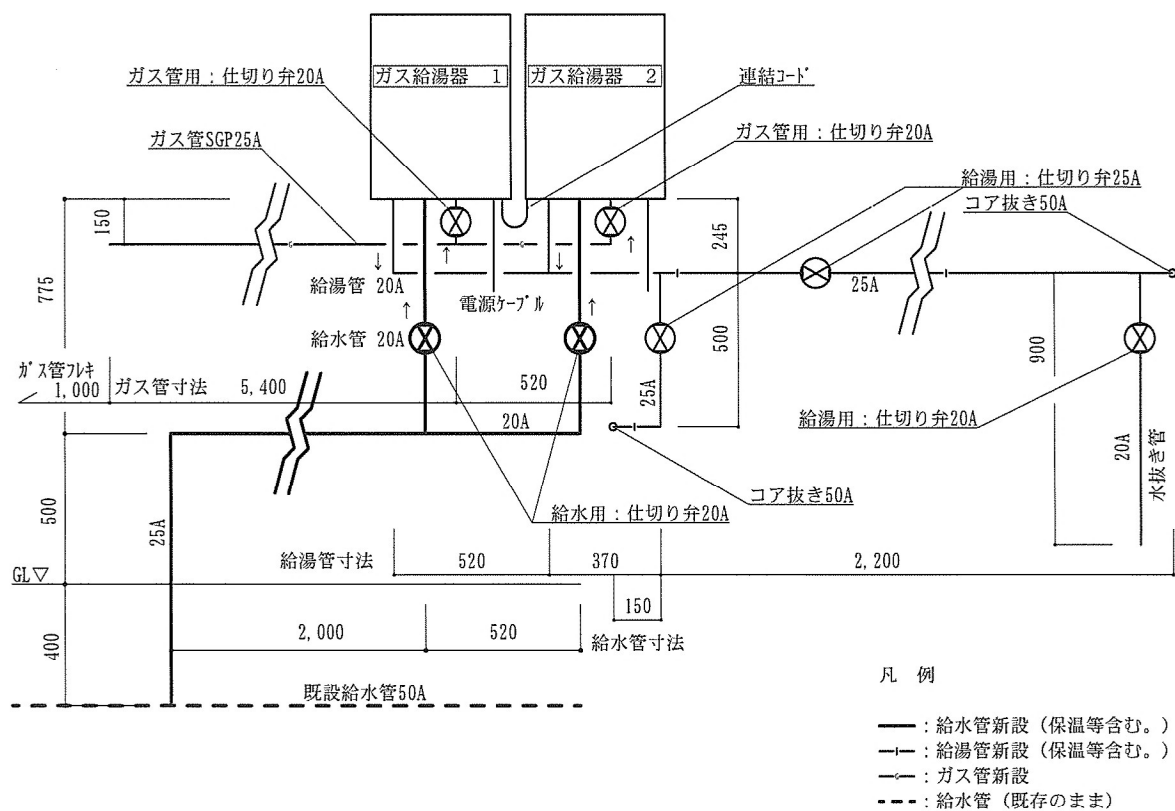
件名	53号建物浴室他改修工事	図面番号	16 / 21
図面名称	給排水・衛生設備図、系統図 (改修後)	縮尺	図示



件 名	5 3 号 建 物 浴 室 他 改 修 工 事	図面番号	1 7 / 2 1
図面名称	浴室 平面図・側面図 (改修前・改修後)	縮 尺	図 示

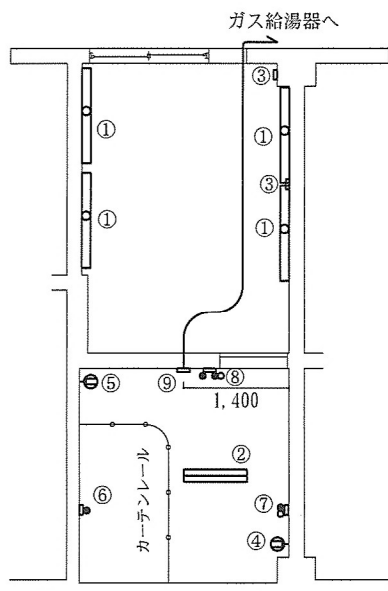


53号建物北側 外壁詳細図 S=1:100



給湯器周辺詳細図 S=1:X

件名	53号建物浴室他改修工事	図面番号	18/21
図面名称	北側外壁・給湯器周辺詳細図	縮尺	図示



凡 例 (既設)

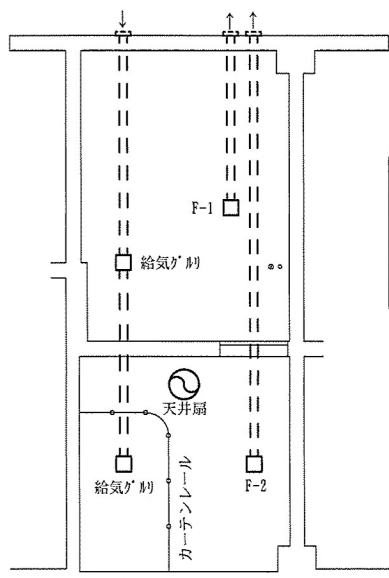
記号等	名称等	数 量	処 置	備 考
①	蛍光灯器具 40W×2 (防水) ﾌﾞﾗｯｸﾄﾞﾚｯｼﾝｸﾞ	4 個	撤去	FL+2100
②	蛍光灯器具 40W×2 ﾊﾞｰｽﾗｲﾄﾞ	1 個	撤去	天井直付
③	スイッチボックス (ｶﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄ付) ﾒﾀﾙﾓｰﾙ A型	1 個×2ヶ所 1.2m×2ヶ所	撤去	FL+1375
④	ｺﾝﾈﾝﾄ: 2P15A×2	1 個	撤去	配線再利用
⑤	ｺﾝﾈﾝﾄ: 2P15A×3	1 個	撤去	配線再利用
⑥	ｽｲｯﾁ: 2P15A×1	1 個	撤去	配線再利用
⑦	ｽｲｯﾁ: 2P15A×1、ﾊﾞｲﾛｯﾄﾗﾝﾌﾟ: 1	1 個	撤去	配線再利用
⑧	ｽｲｯﾁ: 2P15A×2、ﾊﾞｲﾛｯﾄﾗﾝﾌﾟ: 1	1 個	撤去	配線再利用

凡 例 (新設)

記号等	名称等	数 量	処 置	備 考
①	蛍光灯器具 (LED) NNFW41800J LE9	4 個	新設	FL+2100 ﾌﾞﾗｯｸﾄﾞﾚｯｼﾝｸﾞ
②	蛍光灯器具 40W×2 XLX450AENT LE9	1 個	新設	天井直付 ﾊﾞｰｽﾗｲﾄﾞ
④	ｺﾝﾈﾝﾄ: 2P15A×2	1 個	新設	配線再利用
⑤	ｺﾝﾈﾝﾄ: 2P15A×3	1 個	新設	配線再利用
⑥	ｽｲｯﾁ: 2P15A×1	1 個	新設	配線再利用
⑦	ｽｲｯﾁ: 2P15A×1、ﾊﾞｲﾛｯﾄﾗﾝﾌﾟ: 1	1 個	新設	配線再利用
⑧	ｽｲｯﾁ: 2P15A×2、ﾊﾞｲﾛｯﾄﾗﾝﾌﾟ: 1	1 個	新設	配線再利用
⑨	給湯器リモコン RC-9008M リモコンｺｰﾄﾞ M 8A ・天井内転がし ・露出部ﾒﾀﾙﾓｰﾙA型	1 個 8 m (4 m)	新設	FL+1270 ｺｱ抜き2箇所 (屋内外共)

※型式・品番等について、仕様について代表的なものを記載しているため、記載のものまたは同等品以上のものとする。

脱衣室・浴室 電気設備図 S=1:100

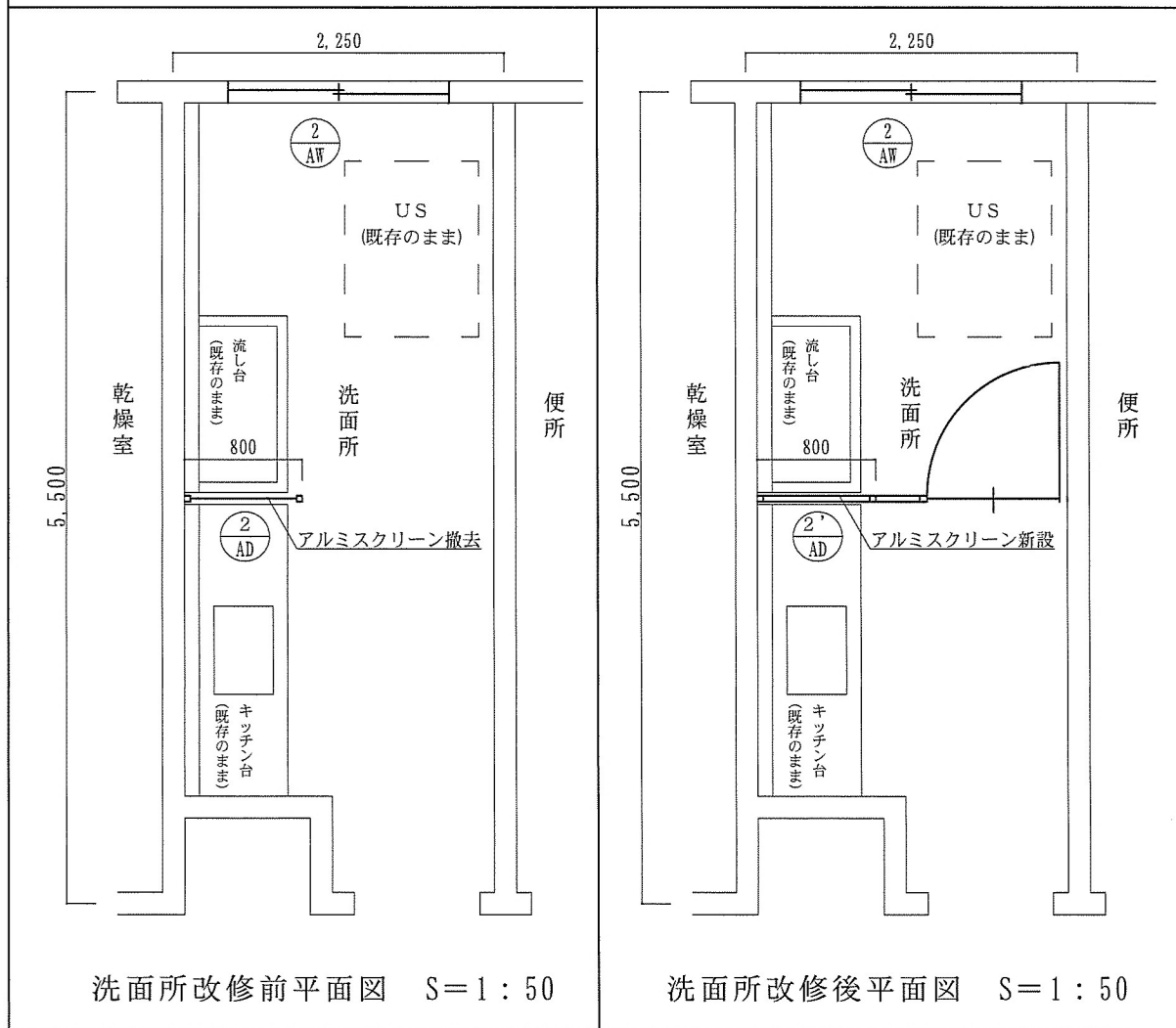
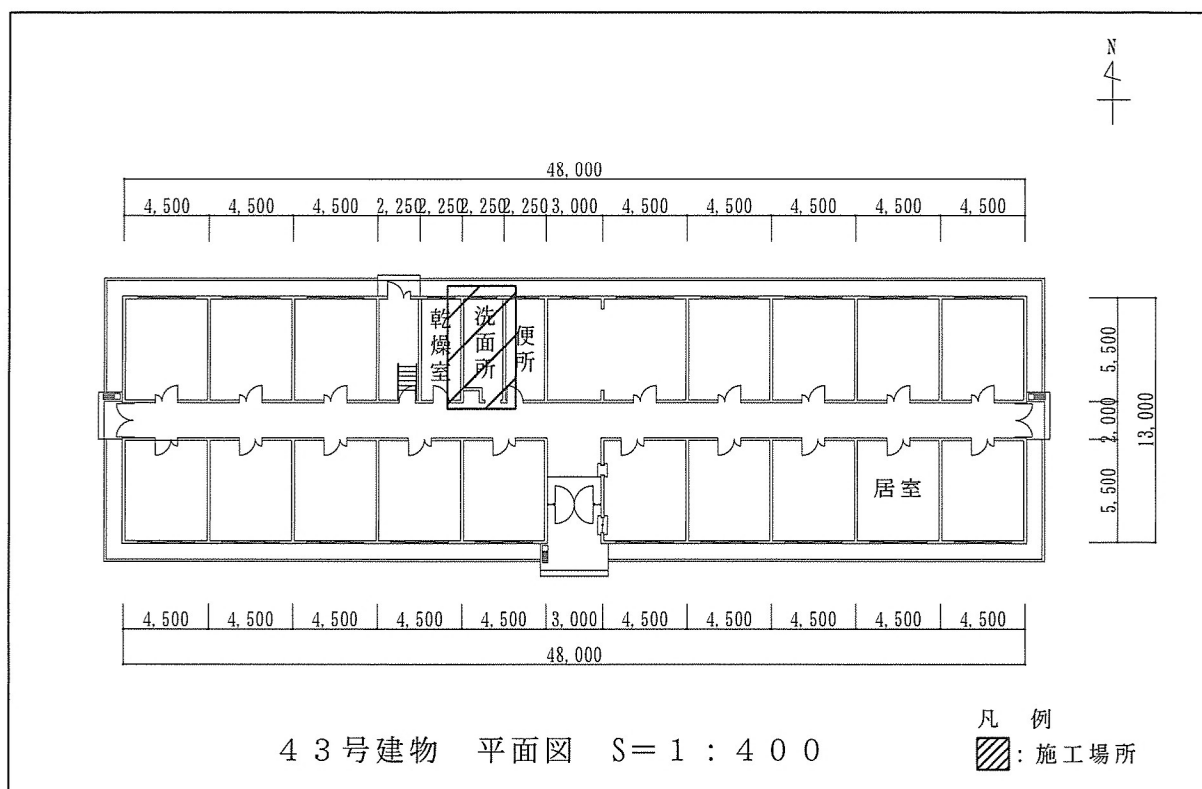


凡 例

記号等	名称等	数 量	処 置	備 考
F-1	換気扇 風量160m³/h	1 台	撤去・新設	配線再利用
F-2	換気扇 風量120m³/h	1 台	撤去・新設	配線再利用
給気グリル	φ100用	2 個	撤去・新設	ダクト再利用
天井扇			既存のまま	

脱衣室・浴室 換気設備図 S=1:100

件 名	53号建物浴室他改修工事	図面番号	19/21
図面名称	脱衣室・浴室 電気設備・換気設備図	縮 尺	図 示



件 名	53号建物浴室他改修工事	図面番号	20/21
図面名称	43号建物平面図、洗面所改修前・改修後	縮 尺	図 示

建具図 2

名 称				名 称											
2 AD 洗面所 アルミスクリーン撤去				2' AD 洗面所 アルミスクリーン新設											
姿 図				姿 図											
見 込		5 0	数 量	1 ヶ所		見 込		5 0	数 量	1 ヶ所					
塗装等		上部ガラス 型：厚4mm、下部7mm 枠：厚2mm						塗装等		7mm 枠：厚2mm					
金物等		—						金物等		・ シリンダー錠 1ヶ ・ ドアクローザー 1ヶ ・ ステンレス丁番 3ヶ					
名 称				名 称											
2 AW アルミ製 引き違い窓 改修				2 AW アルミ製 引き違い窓 改修											
姿 図				姿 図											
見 込		7 0	数 量	1 ヶ所		見 込		7 0	数 量	1 ヶ所					
塗装等		ガラス 型：厚3mm						塗装等		ガラス 型：厚3mm					
金物等		・ アルミ水切り W=70mm						金物等		・ アルミ水切り W=70mm					
改修内容		・ 窓外側：目隠しルーバー新設 H=1,500+100=1,600mm 参考品番：LIXIL MRKH-16511-K又は同等品以上						改修内容		・ 窓外側：目隠しルーバー新設 H=1,500+100=1,600mm 参考品番：LIXIL MRKH-16511-K又は同等品以上					

件 名	5 3 号 建 物 浴 室 他 改 修 工 事	図面番号	2 1 / 2 1
図面名称	4 3 号 建 物 建 具 図 2	縮 尺	図 示